

○印西市環境推進会議設置要綱

令和5年3月31日告示第87号

印西市環境推進会議設置要綱

（目的）

**第1条** 本市における市民の環境の保全に関する取組みを推進するため、印西市環境推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（設置）

**第2条** 推進会議は、市民による会議（以下「市民会議」という。）と事業者による会議（以下「事業者会議」という。）とする。

（所管事項）

**第3条** 推進会議は、次に掲げる事項を行う。

（1）印西市環境基本計画及び印西市環境行動指針等の推進

（2）その他推進会議の目的達成のために必要な事項

（組織）

**第4条** 市民会議は、委員15名以内で組織し、次に掲げる者につき、市長が委嘱する。

（1）市民

（2）その他市長が必要であると認めた者

2 事業者会議は、委員10名以内で組織し、次に掲げる者につき、市長が委嘱する。

（1）市内事業者

（2）その他市長が必要であると認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

**第5条** 市民会議及び事業者会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

**第6条** 会議は、必要に応じて会長が招集し、その会務を総理する。

（部会）

**第7条** 市民会議は、専門事項を協議するため、部会を設置することができる。

（庶務）

**第8条** 推進会議の庶務は、環境経済部環境保全課において処理する。

（委任）

**第9条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。